

江南市新学校給食センター整備等事業 要求水準書 新旧対照表（令和5年5月26日）

頁 (旧) (新)	大 項 目	中 項 目	小 項 目	項目	旧	新																																				
目次						<u>資料 15 令和5年度階別学級数</u>																																				
10 10	第1	7	4)		(推計値)	(推計値 <u>※令和7～9年度</u>)																																				
10 10	第1	7	4)			<u>(推計値 ※令和10～22年度)</u> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>児童生徒数</th> <th>年度</th> <th>児童生徒数</th> <th>年度</th> <th>児童生徒数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和10年度</td> <td>6,827人</td> <td>令和15年度</td> <td>5,931人</td> <td>令和20年度</td> <td>4,977人</td> </tr> <tr> <td>令和11年度</td> <td>6,695人</td> <td>令和16年度</td> <td>5,741人</td> <td>令和21年度</td> <td>4,787人</td> </tr> <tr> <td>令和12年度</td> <td>6,504人</td> <td>令和17年度</td> <td>5,550人</td> <td>令和22年度</td> <td>4,596人</td> </tr> <tr> <td>令和13年度</td> <td>6,313人</td> <td>令和18年度</td> <td>5,359人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和14年度</td> <td>6,122人</td> <td>令和19年度</td> <td>5,168人</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	児童生徒数	年度	児童生徒数	年度	児童生徒数	令和10年度	6,827人	令和15年度	5,931人	令和20年度	4,977人	令和11年度	6,695人	令和16年度	5,741人	令和21年度	4,787人	令和12年度	6,504人	令和17年度	5,550人	令和22年度	4,596人	令和13年度	6,313人	令和18年度	5,359人			令和14年度	6,122人	令和19年度	5,168人		
年度	児童生徒数	年度	児童生徒数	年度	児童生徒数																																					
令和10年度	6,827人	令和15年度	5,931人	令和20年度	4,977人																																					
令和11年度	6,695人	令和16年度	5,741人	令和21年度	4,787人																																					
令和12年度	6,504人	令和17年度	5,550人	令和22年度	4,596人																																					
令和13年度	6,313人	令和18年度	5,359人																																							
令和14年度	6,122人	令和19年度	5,168人																																							
18 18	第2	3	5)		検収室 f 台はかり、検収台、 泥落としシンク 、器具消毒保管庫等の備品を設置すること。	検収室 f 台はかり、検収台、器具消毒保管庫等の備品を設置すること。																																				
25 25	第2	3	5)		事業者専用部分 c 1階の玄関ホールに面した場所に配置すること。 壁及び扉等により区画されていること。	事業者専用部分 c 壁及び扉等により区画されていること。																																				
28 28	第2	3	6)		(ケ) 発電設備 a 20kW以上の太陽光発電装置を 設置し 、発電状況（太陽光発電電力、電力量、日射量等）が分かるように表示すること。	(ケ) 発電設備 a 20kW以上の太陽光発電 機能を有し 、発電状況（太陽光発電電力、電力量、日射量等）が分かるように表示すること。																																				
37 37	第2	4	3)ウ)		(ア) 本施設の引渡し時に市へ所有権を移転するものは、次のとおりとする。なお、所有権の移転に当たり、選定事業者は自らの負担により登記申請に必要な事務手続きを	(ア) 本施設の引渡し時に市へ所有権を移転するものは、次のとおりとする。なお、所有権の移転に当たり、選定事業者は自らの負担により登記申請に必要な事務手続きを行い、建物の表題登																																				

頁 (旧) (新)	大 項 目	中 項 目	小 項 目	項目	旧	新
					行い、建物の表題登記を行う。	記を行う。 <u>また、所有権の移転に不都合が生じるものがある場合は、対応を市と協議する。</u>
85 85	第5	7	1)	ア)	直送品の検収、学校の配膳室の牛乳用冷蔵庫、保冷庫、設備（シャッター、湯沸かし器、換気扇、流し台、網戸、扉、棚）及び床や壁の修繕、給食用エレベーターの保守点検・修繕。（選定事業者の責により発生した修繕・更新を除く）	直送品の検収、学校の配膳室の牛乳用冷蔵庫、保冷庫、設備（シャッター、湯沸かし器、換気扇、流し台、網戸、扉、棚）及び床や壁の修繕、給食用エレベーター、 <u>配膳台車</u> の保守点検・修繕。（選定事業者の責により発生した修繕・更新を除く）